

## 調理師、栄養士免許申請手数料の納付方法

令和8年1月からキャッシュレス決済等を拡大し、県収入証紙を廃止します。

次のいずれかの方法で納付をお願いします。

### 【方法1：窓口収納（現金併用又はキャッシュレス専用レジ）】

・決済手段 現金・各種キャッシュレス決済

・納付場所 県庁本庁舎、県各合同庁舎等

<レジ設置窓口 <https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/syousihaishi.html#rezi> >

・納付連絡票 本票を納付場所に持参して納付してください。

各手続きの「手数料」に掲載されています。免許申請窓口にも備え付けてあります。

・提出する物 レシートと共に発行される「納付済証」

### 【方法2：電子納付（やまなしくらしねっと）】

・決済手段 各種キャッシュレス決済

・納付場所 「やまなしくらしねっと」ホームページ

<「やまなしくらしねっと」

[https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay)>

・提出する物 納付したことが分かるもの

### 【方法3：山梨県収入証紙】

・山梨県収入証紙を既に購入済みの方は、令和8年3月31日まで使用可能です。（令和7年12月31日販売終了）